

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」

推進座談会」 開催要領



1 開催趣旨

県内における刑法犯認知件数等の犯罪情勢は一定の改善が見られるなか、県民に大きな不安を与える凶悪犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪、高齢者に対する特殊詐欺、サイバー空間における犯罪など犯罪情勢の急激な変化に伴う新たな課題が発生しています。

また、伊勢志摩サミット後も、多くの人々の来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められることを背景に、伊勢志摩サミットのレガシー（「自分たちのまちは、自分たちで守る」という機運の高まり）を次世代へ引き継ぎ発展させて安全・安心な社会を実現させる必要があります。

そこで、県民と、事業者、警察、行政など様々な主体が力を合わせて安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進するため「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（別紙参照）」（以下「アクションプログラム」という。）を平成29年1月に策定したところです。

県では、アクションプログラムに基づき、各市町と連携して、県民等との「つながり」を作りながら進めていくこととしていますが、アクションプログラムの地域等への浸透が十分とは言えない現在の状況に鑑み、「協創」による取組を一層効果的に促進するため、平成29年7月から座談会を開催することとしました。

座談会では、アクションプログラムのPRのみならず、県民や事業者等に対するアクションの喚起、さらには先駆的なアクションの発掘等について様々な主体が意見交換等を行い、これを契機に、新たなアクションや、ネットワークの構築が展開されるなど、県民力によってアクションプログラム自体を進化させていくことを大きなねらいとしています。

2 主 催

三重県（環境生活部くらし・交通安全課）

3 開催方法

県内警察署単位（18か所）を基準とした下記ブロックごと開催するものとし、県と関係市町等で座談会開催にあたり必要な事項を協議したうえで、対象者への案内等を行います。

なお、各ブロックにおける開催会場については、原則として最寄の県庁舎（地域機関）等で開催するものとします。

| ブロック単位 | | 関係市町 | 備考 |
|--------|------|------------------|----------------|
| 1 | 桑名 | 桑名市、木曾岬町 | H29. 7.19 開催済 |
| 2 | いなべ | いなべ市、東員町 | H29. 8.22 開催済 |
| 3 | 四日市北 | 四日市市（一部）、朝日町、川越町 | H30. 5.23 開催済 |
| 4 | 四日市南 | 四日市市（一部） | |
| 5 | 四日市西 | 四日市市（一部）、菰野町 | H29. 11.27 開催済 |
| 6 | 鈴鹿 | 鈴鹿市 | H30. 8. 8 開催済 |
| 7 | 亀山 | 亀山市 | |
| 8 | 津 | 津市（一部） | H30. 7. 4 開催済 |
| 9 | 津南 | 津市（一部） | |

| | | | |
|----|----|------------------|---------------|
| 10 | 伊賀 | 伊賀市（一部除く） | H30. 9.13 開催済 |
| 11 | 名張 | 名張市、伊賀市（一部） | |
| 12 | 松阪 | 松阪市、多気町、明和町 | |
| 13 | 大台 | 大台町、大紀町 | |
| 14 | 伊勢 | 伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町 | H29. 9.19 開催済 |
| 15 | 鳥羽 | 鳥羽市、志摩市 | |
| 16 | 尾鷲 | 尾鷲市、紀北町 | |
| 17 | 熊野 | 熊野市（一部除く） | |
| 18 | 紀宝 | 御浜町、紀宝町、熊野市（一部） | |

4 開催日程

平成29年7月から順次実施することとし、アクションプログラムの終了年度である平成31年度末までに、県内全域（計18ブロック）で座談会を開催することを目標とします。

各ブロックの開催順については、犯罪率が高い傾向のある北部地域から上記表の順に実施することを原則とし、それにより難しい場合は適宜調整のうえ決定することとします。

なお、開催時間の決定にあたっては、対象者が集まりやすい時間設定となるよう必要な配慮を行うものとします。

5 対象者

各ブロックで関係する下記のメンバーを対象者とするを基本とします。

なお、メンバーの詳細については、各ブロックの事情等を踏まえ、関係市町等と調整のうえ、決定するものとします。

- 市町（防犯・交通担当者等）
- 警察署（生活安全・交通担当者等）
- 自主防犯活動団体のリーダー、自治会（連合会）長等
- 企業・金融機関等の関係者
- 学校関係者
- その他関係者

6 当日の議題・テーマ等

下記を基本として、関係市町等と調整のうえ決定するものとします。

なお、参加者から事前に議題・テーマ等の希望がある場合は、それを踏まえて、関係市町等と協議のうえ決定するものとします。

（第1部）

- ・あいさつ
- ・アクションプログラムについて（暮らし・交通安全課）
- ・事例発表（当該ブロック内に拠点を置く自主防犯活動団体等1～2団体程度）

（第2部）

- ・グループワーク等（参加人数に応じて調整）
- ・各グループから発表

7 その他

座談会は原則「公開」で行うものとします。

8 庶務

座談会の庶務は、三重県環境生活部暮らし・交通安全課において行うものとします。